

平成 30 年 3 月 箱根町教育委員会会議 会議録

期 日： 平成 30 年 3 月 26 日（月）

場 所： 箱根町立郷土資料館 教育委員室

出席者： 勝俣正志委員長、唐澤久雄委員、石田玲子委員、上野里佳委員  
小林恭一教育長  
内田恭司教育次長、安藤正博学校教育課長、秋山智徳生涯学習課長、  
鈴木康弘文化財専任課長、石井ちかり教育支援室教諭、関野友人学  
校教育課副課長、矢田康秀生涯学習課副課長、湯浅誠庶務係長、藤  
田貴嗣学校教育係長

欠席者： なし

傍聴人： なし

議 事：

会議次第 1. 開会【午後 3 時 00 分】

委 員 長 山の上の方では、今日いっぱい雪が消える予定です。下に降りてき  
たら桜が満開で季節を感じるところです。平成 29 年度の教育委員会会  
議も最後です。それでは定例会を始めます。

会議次第 2. 前回会議録の承認について

委 員 長 前回会議録の承認についてですが、委員の皆さんよろしいですね。  
〔箱根町教育委員会会議規則第 19 条の規定に基づき作成した H30. 2. 19  
の会議録が承認され、署名終了。〕

会議次第 3. 教育長等諸報告について

(1) 会議等の謝辞・報告について

委 員 長 まず初めに教育長のほうから、お願いします。

教 育 長 卒業式、本当にありがとうございました。良い卒業式ができたのでは  
ないかと思っています。年月が経つと過去にあったことを忘れていくの  
かな。どこかで焼き増しをしていかないといけない部分があるのかなと  
思っています。人事異動は、良い面もあるし、悪い面もある。追々と話  
をしていかないといけません。また入学式もありますのでよろしくお願  
いします。

委 員 長 はい、わかりました。続いて、会議等の謝辞・報告についてお願  
いします。

学校教育課副課長 〔謝辞及び報告事項を資料に基づき行った。〕

会議次第 4. 議事

日程第1 議案第6号 箱根町立小・中学校の管理職の任免について

委員長 それでは、議事に入ります。日程第1、議案第6号をお願いします。

学校教育課副課長 [議案第6号朗読。]

庶務係長 [議案第6号に基づいて、異動内容を説明した。]

※説明後資料回収

委員長 はい、わかりました。

会議次第 4. 議事

日程第2 議案第7号 教育委員会職員の任免について

委員長 続いて、日程第2、議案第7号をお願いします。

学校教育課副課長 [議案第7号朗読。]

教育次長 [議案第7号を基に、係長級以上の人事異動について説明した。]

委員長 はい、わかりました。

会議次第 4. 議事

日程第3 議案第8号 箱根町学校教育指導員の委嘱について

委員長 続いて、日程第3、議案第8号をお願いします。

学校教育課副課長 [議案第8号朗読。]

8年間任務していただいた関野裕夫さんに代わり、野崎裕司さんに  
学校教育指導員の委嘱をするものであります。

委員長 はい、わかりました。皆さん、よろしいですか。

全委員 はい、結構です。

会議次第 4. 議事

日程第4 議案第9号 箱根町教育委員会教育長職務代理者の事務委任規則の制定  
について

委員長 続いて、日程第4、議案第9号をお願いします。

学校教育課副課長 [議案第9号朗読。]

新教育長制度に伴い、4月2日の教育委員会会議で教育長が教育委員の中から教育長職務代理者を指名しますが、教育委員は常勤ではないため、教育長が欠けて、教育長職務代理者が事務執行を行うことが困難な場合には、教育長職務代理者の事務を委任するのが教育次長となり、教育次長も欠けている時は、学校教育課長が指揮監督を行う規則となります。

委員長 はい、わかりました。皆さん、よろしいですか。

全委員 はい、結構です。

会議次第 4. 議事

日程第5 議案第10号 箱根町教育委員会公印規程の一部を改正する規程の制定  
について

委員長 続いて、日程第5、議案第10号をお願いします。

学校教育課副課長 [議案第10号朗読。]

学校教育係長 町立学校に校務支援システムを導入するにあたり、小学校長と中学校  
長の電子印影を公印規程に加えるものです。

委員長 はい、わかりました。皆さん、よろしいですか。

全委員 はい、結構です。

会議次第 4. 議事

日程第6 議案第11号 箱根町社会教育指導員の委嘱について

委員長 続いて、日程第6、議案第11号をお願いします。

学校教育課副課長 [議案第11号朗読。]

生涯学習課副課長 [3名の候補者の概略及び配置先等について説明。] 再任者2名と  
新たな1名、計3名を委嘱しようとするものであります。

委員長 はい、わかりました。皆さん、よろしいですか。

全委員 はい、結構です。

会議次第 4. 議事

日程第7 議案第12号 箱根町社会教育委員の委嘱について

委員長 続いて、日程第7、議案第12号をお願いします。

学校教育課副課長 [議案第12号朗読。]

生涯学習課副課長 [10名の候補者の概略について説明。] 再任者6名と新たな4名の  
計10名を委嘱しようとするものであります。

なお、空欄の2名分は校長会の推薦をもって、加えていきます。

委員長 はい、わかりました。皆さん、よろしいですか。

全委員 はい、結構です。

会議次第 4. 議事

日程第8 議案第13号 箱根町青少年指導員の任命について

委員長 続いて、日程第8、議案第13号をお願いします。

学校教育課副課長 [議案第13号朗読。]

生涯学習課副課長 [20名の候補者の概略について説明。] 再任者18名と新たな2名  
の計20名を委嘱しようとするものであります。

なお、学校選出部分については、校長会の推薦をもって、加えてい  
きます。

委員長 はい、わかりました。皆さん、よろしいですか。

全委員 はい、結構です。

会議次第 4. 議事

日程第9 議案第14号 箱根町スポーツ推進委員の任命について

委員長 続いて、日程第9、議案第14号をお願いします。

学校教育課副課長 [議案第14号朗読。]

生涯学習課副課長 [19名の候補者の概略について説明。] 再任者17名と新たな2名を委嘱しようとするものであります。

なお、小学校選出部分については、校長会の推薦をもって、加えていきます。

委員長 はい、わかりました。皆さん、よろしいですか。

全委員 はい、結構です。

会議次第 4. 議事

日程第10 議案第15号 箱根町特定歴史的建造物の登録について

委員長 続いて、日程第10、議案第15号をお願いします。

学校教育課副課長 [議案第15号朗読。]

文化財専任課長 [富士屋ホテル株式会社から、箱根町特定歴史的建造物への登録申請が提出され、箱根町文化財保護委員会へ諮問することとなったため、議案15号をもとに物件内容を説明したものと。]

委員長 はい、わかりました。

会議次第 5. 協議事項

委員長 5の協議事項はありますか。

学校教育課副課長 ありません。

委員長 はい、わかりました。

会議次第 6. 報告事項

(1) 3月町議会について

委員長 6の報告事項について、お願いします。

学校教育課長 [3月議会の学校教育課関連の平成30年度予算質問(一般質問はなし)の回答概要について報告。]

生涯学習課長 [3月議会の学校教育課関連の平成30年度予算質問(一般質問はなし)の回答概要について報告。]

委員長 はい、わかりました。

会議次第 6. 報告事項

(2) 箱根町立小・中学校児童・生徒遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正する要綱について

委員長 次の報告事項(2)について、お願いします。

学校教育係長 [資料1に基づいて、教育支援室に通室する児童・生徒に通学の歩行条件を設定するのは酷であると支援室教諭に話があったため、電車・バスにおいて補助対象の区間の終点を最寄駅もしくはバス停に変更する

ことを説明。]

委員長 はい、わかりました。

会議次第 6. 報告事項

(3) 箱根町教育支援室要綱の一部を改正する要綱について

委員長 次の報告事項(3)について、お願いします。

学校教育係長 [資料2に基づいて、名称を「箱根町教育支援室」から「教育相談センター」に変更すること、通室対象を「小・中学校に在籍する」に「幼稚園・幼児学園・保育園に在籍」を加えたこと、業務内容に「箱根町教育支援室の運営に関すること」を加え、また通室できるのは、小学校4年生以上であったが、小・中学校に在籍している児童生徒に拡大したことを説明。]

委員 中学校を卒業した生徒の相談については、どのようになりますか。学校教育の中には該当しませんが、高校生が相談していることは実態としてはあります。今までと同じように受け入れるのか。高校の英検の支援をしているように生涯学習の部分でつなげていくことはできないのでしょうか。

委員長 高校生の相談は、その高校と連絡を取り合っの指導なのですか。

委員 そこまでの指導とは、聞いていません。保護者と子供が相談に乗ってもらってよかったという話は聞いています。

教育長 総合教育会議でも高校生の相談が来ていることは、話しています。幅広くしていくことで教育相談センターにすることなので、入れるのなら文言の整理をしなければならない。

学校教育係長 この後、お話しします「箱根町子ども支援ネットワーク協議会」の部分になるかと思えます。生涯学習課でも子育て支援課でもなく、福祉課の部分になるかと思えます。

教育長 教育相談を幅広くとらえて、高校生くらいまでは見ていかなければならないと思っています。

委員長 石井さんにお聞きしますが、高校生の相談が、教育支援室にあることですが。

石井指導専任主事 高校生の保護者から相談がありました。高校に行つてつまずく子が毎年います。中学校を卒業してからの相談機関がなかなかないので、相談に乗っていきたいと思います。

教育長 石井指導専任主事は、この要綱にその部分を入れてもいいですか。

石井指導専任主事 入れていいと思います。

教育長 4月2日の協議会でもう一度出し直しさせてください。

委員長 はい、わかりました。

会議次第 6. 報告事項

(4) 箱根町子ども支援ネットワーク協議会設置要綱の一部を改正する要綱について

委員長 次の報告事項(4)について、お願いします。

学校教育係長 「教育支援室」から「教育相談センター」に名称を改正することを説明。]

委員長 わかりました。

会議次第 6. 報告事項

(5) 平成 28・29 年度箱根町社会教育委員会活動報告について

委員長 次の連絡事項(5)について、お願いします。

教育長 2年かけての活動報告になります。社会教育委員会議からの提言です。社会教育団体の情報共有ということでは、生涯学習カレンダーを作りました。情報の共有が出来ていなくて、子どもが少なくなってきて学校の情報がなかなか上手く伝わらない。イベントは地域にこだわらず、押し出していったらよいという提案です。社会教育の実践ということでは、「学校と社会教育が相乗りすることができますか。」ということで、学校の方は明星展や社会教育センターまつりに参加するようになりました。それから社会教育主事の配置については、お断りをさせていただきました。社会教育主事枠で職員採用をしているわけではありません。学芸員は採用枠があります。

小学校の方は、道徳や英語が入るので目一杯です。これ以上のことはできません。教育委員会からあれやれ、これやれという話にはできません。校長会推薦が2名入っているのですから、そこで聞いてみればいいことです。

委員長 今年度は、仙小の原田教頭が入っていて、学校行事と明星会の行事を合わせたようです。無理のないような形でやっていただきたい。

教育長 4月17日に辞令交付式がありますので、そのように話させていただきます。

委員長 お願いします。

会議次第 7. 連絡事項

(1) 箱根中学校における高等学校入学試験の結果について

委員長 連絡事項の(1)をお願いします。

学校教育課副課長 [卒業生の進路先を口頭で発表。]

委員長 土曜塾の成果が表れてくるのだと思います。わかりました。

会議次第 7. 連絡事項

(2) 高等学校等・大学等入学資金貸与者の結果について

委員長 (2)をお願いします。

学校教育係長 今年度は、4名の方を審議いただき、4名ともお認めいただきありがとうございました。4名とも希望進学先に合格しております。4年制大学が2名、短大1名、専門学校が1名です。

委員長 はい、わかりました。

会議次第 7. 連絡事項

(3) 平成31年度使用教科用図書採択について

委員長 (3)をお願いします。

学校教育係長 資料5になります。3/19に3町の代表者会議がありまして、そこでも説明しました。平成31年度は、中学校の道徳の教科書と小学校の道徳以外の教科書の採択を予定しています。①～⑦の流れになります。日にちを入れさせていただきましたので、予定を入れておいてください。

なお、小学校の道徳以外の教科書については、新たな検定の教科書が無かったので、今使用している教科書をもう1年延長となります。

委員長 はい、わかりました。

会議次第 8. 閉会【午後5時08分】

委員長 それでは、本日の会議はこれで閉会とします。次回定例会は、4月25日(水)午後2時30分、5月定例会は、5月24日(木)午後2時00分に予定したいと思いますので、よろしくをお願いします。